

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年5月23日

朝銀東京信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	3
3. 管理を命ずる処分までの状況	3
(1) 資本の状況	3
(2) 自己資本回復の断念	3
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	4
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	5
4. 固定資産の状況	5
5. 不良債権の状況	6
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	7
(1) 早期譲渡	7
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	7
(3) 経費の削減	7
(4) 地域金融機能の維持	7
(5) 内部管理体制の整備	7
(6) 責任追及体制の確立	7
2. 具体的施策	8
3. 事業譲渡の見込み	8

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成12年12月29日、金融再生委員会より金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第1号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

そこで金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月29日に選任されてから直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上及び刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和27年6月20日、東京都内に居住する在日朝鮮人の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立されました。定款に定めた組合員資格は韓国籍を含む在日朝鮮人とその家族及び縁故のある日本人であります。営業地域については東京都下一円とし、店舗は渋谷区千駄ヶ谷に本店、その他支店14店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域在日朝鮮人の中小零細企業者等に対して融資する等で地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

イ、バブル期の状況

バブル経済状況下、当組合の主要顧客である在日朝鮮人の企業者におきましても、現業収益を基にした収益計画よりも資産価値の上昇を前提とした不動産、及び株式投資を重視する傾向が顕著となり、それらの資産の値上がり益を見込んだ安易な先行投

資が蔓延することとなりました。

また、以前は他の金融機関に見向きもされなかった当組合の顧客のうち、特に遊技業、サービス業等比較的駅前有利な立地に資産を保有していた先に対し、都市銀行、ノンバンクを中心に従来では考えられない条件にて、新規の貸出及び肩代り攻勢が顕著となりました。当組合でも、対抗上、取引先及び収益の確保のため、貸出競争に参入しました。

さらに、この当時の当組合における重点施策としては、営業店毎の大口融資の推進、個人取引のメイン化（預金拡大・ローンの取扱）を図るなどの積極的な営業推進でしたが、結果的には高収益かつ量的拡大が可能な不動産業やサービス業に偏った運用拡大となりました。

また、預金取引におきましても、量的拡大だけを追及するあまり他の朝銀系信用組合預金（相互扶助預金）等の大口預金の調達に依存する安易な傾向が強まり、結果的に高コスト・高預貸率の体質となっていました。

この結果、中小零細企業を中心とした組合員との地域密着を深め、経営基盤を着実に強化して行く信用組合本来の経営姿勢が失われてしまいました。

ロ、バブル崩壊後の状況

当組合におきましても、バブル経済期に他の金融機関との競争のなかで多額の大口、高金利預金を受け入れ、それを不動産関連等の融資に向けていたため、バブル経済崩壊により、担保不動産の価値が大幅に下落した結果、大口取引先への不動産関連融資が不良債権化し、また、景気の長期に亘る停滞に起因した中小企業の経営不振に加え、債権管理体制の不備等から不良債権が大量に発生し、資産内容の悪化が顕著となりました。

さらに、バブル期に他の金融機関に移っていた不動産業、遊技業等の特定先に対する無理な貸出や、バブル期の融資拡大路線に伴い無理な推進を行なった個人向け融資に延滞が多発することになりました。

また、安易な貸出や不良債権の増加は資金繰りを悪化させ、その対策として個人預金の増強により資金調達を図ることとしました。しかし、再び景気の低迷・個人所得の伸び悩み等が影響して個人預金の増強が十分に出来なかったため、大口定期預金等に依存せざるを得なくなりました。これにより地元金融機関よりも高金利で調達することとなり収益悪化へと繋がっていきました。

(3) 破綻に至った要因

前述のように、バブル期における不適切な業務運営とバブル崩壊後の環境変化に対応した処置が取られなかったことに加え、とくに、以下のような与信体制の重大な不備があったことが主たる要因と考えます。

- ①大口信用供与規制違反等にみられるように法令遵守の姿勢が希薄であったこと。
- ②適正を欠く救済融資、転貸融資・迂回融資等安易な取り組み姿勢が見られたこと。
- ③財務分析が不十分（決算書・申告書等の未徴求）で、資金使途・弁済財源の把握が不十分であるなど審査体制が不備であったこと。
- ④業況推移等の把握が不十分で事後管理体制が不備であったこと。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成9年度末に翌年度の早期是正措置本格実施を前提とする資産の自己査定を初めて実施し多額の償却・引当を行うこととなり、平成10年3月末の自己資本比率は3.68%となりました。

しかしながら、平成10年12月の東京都定例検査にて上記の平成9年度末の自己査定結果に対する検証を受けた結果、当組合の自己資本比率はさらに低下し、1.02%との判定を受けました。

(2) 自己資本回復の断念

更に当組合は、平成11年3月末の自己査定では、先の東京都の検査にて受けた指摘に従いより厳格に実施した結果、平成10年度の決算にて534億円の債務超過に陥り自己資本比率は△20.24%となりました。この様な状況を踏まえ、信託を回復することは著しく困難であり、預金等の払戻しを停止する恐れがあるとの判断に基づき、平成11年5月13日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うにいたりました。又、平成11年5月21日に東京都知事による銀行法第26条命令に基づき責任解明委員会、業務監査委員会により業務運営等行ってきましたが、今般、「金融再生法」第8条第1項第1号による「管理を命ずる処分」を受けました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、東京都内の在日朝鮮人のサービス業（主にパチンコ業）、不動産業を中心とした中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：15店

(単位：百万円、%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	315,979	100.00	302,474	100.00	285,382	100.00	280,239	100.00	49,091	100.00
うち中小企業	205,658	65.09	195,782	64.73	189,865	66.53	173,635	66.72	35,525	72.37
うち個人	110,321	34.91	106,692	35.27	95,517	33.47	86,604	33.28	13,143	26.77
うちその他	0	0	0	0	0	0	0	0	423	0.86

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、(但し、業界平均より10.9ポイント低い)主に中小零細企業者やその家族、従業員、知人への活動及び他朝銀からの預金(12年3月預金に占める比率21.65% 金額41,340百万円)により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：15店

(単位：百万円、%)

	9年3月期		10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	320,010	100.00	285,689	100.00	286,369	100.00	190,944	100.00	69,315	100.00
うち個人預金	234,090	73.15	197,493	69.13	186,961	65.29	129,242	67.68	54,554	78.71
うち法人預金	38,938	12.17	38,231	13.38	35,465	12.38	20,031	10.49	12,001	17.31
うちその他	46,982	14.68	49,963	17.49	63,941	22.33	41,669	21.82	2,760	3.98

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

投資有価証券につきましては、平成9年4月より資金繰り対策等から売り切りを行い、現在残高は株式会社朝信共同計算センターの株式等となっており、商品有価証券は保有しておりません。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末の評価損益
投資有価証券	229	40	40	0
国債・地方債	18	2	2	0
社債	150	0	0	0
株式	40	38	38	0
その他	21	0	0	0
貸付有価証券	0	0	0	0

4. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却を進めてまいりました。

<固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況（平成12年3月末）> (単位：件、百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価	評価額 路線価	含み損益	件数	簿 価	簿 価 償 却 後
店 舗	14	4,343	4,134	△209	14	3,619	2,191
社宅・寮・倉庫	7	1,436	437	△999	6	381	160
小 計	21	5,779	4,571	△1,208	20	4,000	2,351
所有不動産	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21	5,779	4,571	△1,208	20	4,000	2,351

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	11年3月期		12年3月期		業界平均(12年3月期)	
	残高	貸出金 に占め る割合	残高	貸出金 に占め る割合	残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	4,206	1.41	17,215	6.61	1,381	2.81
延滞債権	70,008	23.52	166,690	64.05	2,965	6.04
3ヵ月以上延滞債権	34,315	11.53	3,089	1.19	401	0.82
貸出条件緩和債権	0	0	9,213	3.54	2,328	4.74
合 計	108,529	36.46	196,207	75.39	7,075	14.41

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	平成12年3月期		業界平均(平成12年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破産更生債権等	154,702	50.46	3,116	6.03
危険債権	32,137	10.48	2,998	5.81
要管理債権	41,379	13.50	2,170	4.20
正常債権	78,359	25.56	43,363	83.96
合 計	306,577	100.0	51,647	100.00

注:代理貸46,340百万円を含む。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信認を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の在日朝鮮人中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年10月26日朝銀関東信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当信組が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいりたいと考えております。